

付録 6. 九州大学博士課程教育リーディングプログラム奨励金要項

九州大学博士課程教育リーディングプログラム奨励金要項

実 施：平成24年12月 1日

(趣旨)

第1条 この要項は、九州大学博士課程教育リーディングプログラムに関する規則（平成24年度九大規則第34号。以下「規則」という。）第8条第2項に基づき、規則第3条に規定する学位プログラム（以下「プログラム」という。）に選抜された学生（以下「プログラム学生」という。）に対して学業及び研究に専念するために支給する奨励金に関し必要な事項を定める。

(奨励金の受給対象者)

第2条 奨励金の受給対象者は、次に掲げる要件をすべて満たした者とする。

- (1) プログラム学生として1年間継続的にプログラムを履修すること。
- (2) 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員（DC）として採用されていないこと。
- (3) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金貸与を受けていないこと。
- (4) 国費留学生として日本政府（文部科学省）奨学金を受給していないこと。
- (5) 留学生として独立行政法人日本学生支援機構の学習奨励費又は母国の奨学金を受給していないこと。
- (6) その他給付型又は貸与型の経費を受給していないこと。ただし、授業料援助を目的とする奨学金等として九州大学（以下「本学」という。）が認めたものについては、この限りでない。
- (7) 奨励金の受給期間中に就労（本学においてティーチング・アシスタント又はリサーチ・アシスタントとして雇用される場合を含む。）により報酬を受給しないこと。

(奨励金の支給額及び支給期間)

第3条 奨励金の支給額は、規則第4条に規定するプログラム責任者が、プログラムごとに定めるものとする。ただし、プログラム学生1人につき月額20万円を超えることはできない。

2 奨励金は、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号）第2条第1項及び第2項に規定する博士課程の標準修業年限内に限り支給することができる。

(奨励金の受給申請)

第4条 奨励金の受給を希望するプログラム学生は、所定の書類を、年度ごとに定められた期日までに、所属するプログラムのプログラム責任者に提出しなければならない。

(奨励金受給学生の選考)

第5条 奨励金の受給を受けるプログラム学生の選考は、プログラム責任者が、プログラムごとに定める選考方法に基づき実施する。

2 プログラム責任者は、奨励金の支給開始日までに、奨励金の受給が決定したプログラム学生（以下「奨励金受給学生」という。）の氏名を公表するものとする。

(奨励金の支給方法)

第6条 奨励金は、原則として支給日（毎月21日（その日が日曜日又は土曜日若しくは国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときは当該日の直前の休日でない日）とする。）に、支給額から源泉徴収額を控除した金額を奨励金受給学生が指定する口座への振込みにより支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、支給日までに支給条件に係る事実が確認できない等の理由によりその日に支給することができないときは、その日後の支給日に支給できるものとする。

(支給停止)

第7条 奨励金受給学生が、次の各号のいずれかの事実該当する場合は、奨励金の支給を停止し、又は取り消すものとする。

- (1) 休学若しくは退学し、又は除籍となった場合
- (2) 死亡した場合
- (3) 懲戒処分を受けた場合
- (4) 学業成績又は性行が不良であるとプログラムの企画・運営等を行う委員会等（以下「委員会等」という。）で認められた場合

- (5) 第2条第2号から第7号までのいずれかの基準を満たさないこととなった場合
- (6) 履修するプログラムで実施される博士論文研究基礎力審査等の結果により、学位を授与する対象とならなかった場合
- (7) プログラム学生としてプログラムを履修しないこととなった場合
- 2 奨励金受給学生が希望する場合は、所定の手続を経て奨励金の支給を停止することができる。
(奨励金の返還)
- 第8条 プログラム責任者は、前条第1項(第2号を除く。)の規定に基づき停止又は取り消された奨励金が既に振り込まれた場合は、奨励金受給学生に対して、当該奨励金の返還を請求する。この場合において、停止事由又は取消事由が生じた日が月の中途の場合は、日割計算により算出した奨励金の返還請求をするものとする。
- 2 奨励金受給学生は、前項の規定に基づき奨励金の返還請求を受けたときは、速やかに奨励金を返還しなければならない。
(支給の再開)
- 第9条 第7条第1項第1号、第4号若しくは第5号又は同条第2項の規定により奨励金の支給を停止した場合で、停止事由が消滅したときは、所定の手続を経て、奨励金の支給を再開することができる。この場合において、停止事由が消滅した日が月の途中の場合は、日割計算により算出した奨励金を支給するものとする。
(支給の特例)
- 第10条 第3条第2項の規定にかかわらず、病気、留学等の特別な事由で休学したことにより在籍期間が標準修業年限を超えることとなった場合、標準修業年限を超過した日から1年以内の期間に限り奨励金を支給することができる。この場合において、当該休学の取扱いについては、九州大学における授業料免除等に関する取扱規程(平成16年度九大規程第158号)別記第3の規定を準用する。
- 2 第7条第1項第6号に該当する奨励金受給学生のうち、プログラム責任者が、委員会等の議を経て、プログラム学生としてプログラムを引き続き履修できるものとして認めた場合、1年以内の期間に限り奨励金を支給することができる。
(特別な事情による支給停止等)
- 第11条 プログラム責任者は、委員会等の議を経て、予算等の状況により奨励金の減額又は支給の停止を行うことができる。
(遵守事項)
- 第12条 奨励金受給学生は、公費によって経済的支援を受けるという自覚を常に持ち、学業及び研究に専念しなければならない。
(競争的資金の受給)
- 第13条 奨励金受給学生は、他の競争的資金を受けて研究活動等を実施することが不可欠であるとプログラム責任者が特に認めた場合は、当該競争的資金に応募することができるものとする。
(その他)
- 第14条 プログラム責任者は、委員会等の議を経て、奨励金受給学生が長期に留学し、又はインターンシップ等に参加する場合は、必要とする経費(滞在費を含む。)を、予算の範囲内で奨励金とは別に支給することができる。
(雑則)
- 第15条 この要項に定めるもののほか、奨励金の支給に関し必要な事項は、プログラム責任者がプログラムごとに別に定めるものとする。
- 附 記
この要項は、平成24年12月1日から実施する。